

更生保護法人清心寮給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、更生保護法人清心寮就業規則（以下「就業規則」という。）第14条に基づき、職員に対する給与について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、本給及び手当とする。

2 手当の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 通勤手当、(2) 期末手当、(3) 勤勉手当、(4) 宿日直手当、(5) 退職手当、(6) 資格手当、(7) 特別処遇業務代替手当 (8) 訪問支援業務代替手当

3 前項の各手当の額は、本規程に定めるもののほかは理事長がこれを定める。

(給与の支給)

第3条 職員の給与は、法令の定めるところにより給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって支給する。

(給与の計算期間)

第4条 給与の計算期間は、当月1日から同末日までとする。

(給与の支給日)

第5条 給与の支給日は、毎月16日とする。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日とし、さらにその日が銀行休業日に当たるときは本来の支給日の翌日（休日を除く。）とする。

2 職員が死亡し、又は退職したときは、第1項の規定にかかわらず、その際に給与を支給する。

(給与の日割計算)

第6条 職員が新たに採用されたとき、又は給与の額が第4条に規定する期間の中途において異動を生じたときは、発令の日を基準として日割計算をもって支給する。

2 1日当たりの給与額は、本給を当該月の所定勤務日数で除した額とする。

(非常勤職員の給与)

第7条 非常勤、臨時、又は日々の雇用者に対する給与については、別に定めるところによる。

第2章 本給

(本給)

第8条 職員の本給の額は、別表の本給表による。

2 職務の級は、責任の度合、勤務の複雑さ及び困難さに基づき、施設長を3級、補導主任を2級、その他の職員を1級にそれぞれ位置づける。

3 号俸は、その者の経歴及び能力を考慮して定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、前条第1項に規定する本級表により、その者の能力及び勤務実績を考慮して行う。

(昇給の時期)

第10条 職員が12月良好な成績で勤務した場合は、1号俸上位に昇給させる。ただし、やむを得ない事情があるときは、昇給の延伸及び停止等の変更をすることができる。

2 職員が60歳を超えた場合は、昇給を停止する。

第3章 手当

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、毎日通勤する者で定期券を購入するものに対し、定期券購入額に相当する金額を支給する。ただし、支給額は理事長が特に必要と認めた場合を除き、月額1万5千円を限度とする。

(期末手当)

第12条 期末手当は、6月1日、12月1日及び3月1日を基準として、通算6月以上在職している職員に対し、6月30日に本給の2か月分、12月10日に本給の2.5月分及び3月15日に本給の0.5月分を支給する。

(勤勉手当)

第13条 勤勉手当は、処遇が特に困難と認められる被保護者を保護した場合等、特に積極的な業務遂行が認められた場合に、職員に対して期末手当支給時に相応の額を支給することができる。

(宿日直手当)

第14条 就業規則第5条により宿日直を命じられた職員に、宿直手当及び日直手当を支給する。

2 保護施設内の職員宿舎に居住し、被保護者の処遇のほか施設の管理等に当たる職員に対し特別手当を支給することができる。ただし、本手当を支給するときは宿直手当及び日直手当は支給しない。

(退職手当)

第15条 職員の退職手当は、職員が退職した場合はその者に、死亡した場合はその遺族に支給する。

2 清心寮が職員の退職金支給を目的として各種共済制度に加入し、その掛金の全額又は一部を負担している場合は、掛金の負担率に応じた当該給付金を前項に規定する退職手当に充当する。

(退職手当の計算)

第16条 退職手当は、退職時における本給月額に勤続年数（1年未満は算入しない）

を乗じて得た額の半額とする。

ただし、その合計額が本給月額²の20月分以上となる場合においては20月分をもって打ち切りとする。

(退職手当の支給)

第17条 退職手当は所得税その他法令により控除すべき額を控除し、その残額を特別な事情がない限り退職した日から1月以内に支給する。

(嘱託職員の除外)

第18条 (削除)

(休職及び休暇中の給与)

第19条 職員が私病傷により休暇及び休職となった場合は、その期間が満1年に達するまでの期間について、本給の100分の60を支給する。

(資格手当)

第20条 次のいずれかに該当する職員に対して資格手当を支給する。

(1) 管理責任者

(2) 特別処遇業務の遂行に必要な社会福祉士等の資格を有する職員(以下「福祉職員」という。)

(3) 訪問支援業務の遂行に必要な社会福祉士等の資格を有する職員(以下「訪問支援員」という。)

(特別処遇業務代替手当)

第21条 福祉職員以外の職員が、特別処遇に係る業務を福祉職員に協力、代替して行うことに伴い、特別処遇業務代替手当を支給する。

(訪問支援業務代替手当)

第22条 訪問支援員以外の職員が訪問支援に係る業務を訪問支援員に協力、代替して行うことに伴い、訪問支援業務代替手当を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 この規程の改正を必要とする場合は、理事会の承認を得て行うものとする。
- 3 平成8年4月1日組織変更に伴いこの規程の一部を改正する。
- 4 特別処遇業務代替手当の導入等に伴い、平成26年5月14日この規程の一部を改正し、平成26年4月1日に遡って実施する。
- 5 平成29年3月22日、清心寮就業規則第11条及び第12条を改正したことにより、当規定第18条を削除する。(嘱託職員に退職金を支給することとなった件)
- 6 令和3年10月1日、訪問支援事業を開始し、訪問支援員を設置したことにより、資格手当の改正及び訪問支援業務代替手当新設の改正を行う。

別表

更生保護法人清心寮職員本給表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	1 2 0, 0 0 0 円	1 5 0, 0 0 0 円	1 6 0, 0 0 0 円
2	1 2 2, 0 0 0 円	1 5 3, 0 0 0 円	1 6 3, 0 0 0 円
3	1 2 4, 0 0 0 円	1 5 6, 0 0 0 円	1 6 6, 0 0 0 円
4	1 2 6, 0 0 0 円	1 5 9, 0 0 0 円	1 6 9, 0 0 0 円
5	1 2 9, 0 0 0 円	1 6 2, 0 0 0 円	1 7 2, 0 0 0 円
6	1 3 2, 0 0 0 円	1 6 5, 0 0 0 円	1 7 5, 0 0 0 円
7	1 3 5, 0 0 0 円	1 6 8, 0 0 0 円	1 7 9, 0 0 0 円
8	1 3 8, 0 0 0 円	1 7 1, 0 0 0 円	1 8 3, 0 0 0 円
9	1 4 1, 0 0 0 円	1 7 4, 0 0 0 円	1 8 7, 0 0 0 円
1 0	1 4 4, 0 0 0 円	1 7 7, 0 0 0 円	1 9 1, 0 0 0 円
1 1	1 4 7, 0 0 0 円	1 8 1, 0 0 0 円	1 9 5, 0 0 0 円
1 2	1 5 0, 0 0 0 円	1 8 5, 0 0 0 円	1 9 9, 0 0 0 円
1 3	1 5 3, 0 0 0 円	1 8 9, 0 0 0 円	2 0 3, 0 0 0 円
1 4	1 5 6, 0 0 0 円	1 9 3, 0 0 0 円	2 0 7, 0 0 0 円
1 5	1 5 9, 0 0 0 円	1 9 7, 0 0 0 円	2 1 1, 0 0 0 円
1 6	1 6 2, 0 0 0 円	2 0 1, 0 0 0 円	2 1 5, 0 0 0 円
1 7	1 6 5, 0 0 0 円	2 0 5, 0 0 0 円	2 1 9, 0 0 0 円
1 8	1 6 8, 0 0 0 円	2 0 9, 0 0 0 円	2 2 3, 0 0 0 円
1 9	1 7 1, 0 0 0 円	2 1 3, 0 0 0 円	2 2 7, 0 0 0 円
2 0	1 7 4, 0 0 0 円	2 1 7, 0 0 0 円	2 3 2, 0 0 0 円
2 1	1 7 7, 0 0 0 円	2 2 1, 0 0 0 円	2 3 7, 0 0 0 円
2 2	1 8 1, 0 0 0 円	2 2 5, 0 0 0 円	2 4 2, 0 0 0 円

23	185,000円	230,000円	247,000円
24	189,000円	245,000円	252,000円
25	193,000円	250,000円	257,000円

(注) 号俸間の昇給率を2パーセント、1000円未満を四捨五入して計算。